

農高・農大就農促進対策事業（農高就農促進対策助成）実施要領

1 目的

農業高校における就農促進活動に助成することにより、農業高校生の就農意欲の醸成及び新規就農を促進する。

2 助成対象者

農業に関する学科等を有する高校

3 対象となる活動

以下の活動のうち、(1)か(2)のいずれかを必ず事業内容に含め、2項目以上を実施する。

- (1) 先進農家等による講話や技術指導など外部講師招聘
- (2) 先進農家等の視察研修
- (3) 地域との交流
- (4) その他就農促進に関する活動等

4 助成限度額

1学科（自営者学科及び総合学科）当たり 100千円

5 事業の申請，決定，実績報告等

(1) 助成を受けようとする農業高校においては、申請書（別記様式第8号）に次の関係書類を添付し、教育庁を經由して提出する。

- ア 事業計画書 別記様式第 9号
- イ 収支予算書 別記様式第10号
- ウ 助成金振込口座の写し

(2) 理事長は、提出された申請書を審査し、適当と認めるときは、決定通知書（別記様式第11号）により農業高校へ通知する。

(3) 当該事業を実施した農業高校は、事業実施年度末までに事業実績報告書（別記様式第12号）に次の関係書類を添付し、教育庁を經由して報告する。

- ア 事業実績書 別記様式第 9号
- イ 収支精算書 別記様式第13号
- ウ 写真
- エ 領収書の写し
- オ 協会ホームページ掲載用の実績書

6 助成金の返還

当初計画に対して事業が相当程度実行されていない場合や、事業実績報告書等の提出がない場合は、助成金の返還を求めることがある。